

「金谷地区生活交流拠点形成等に係る官民連携手法導入可能性調査」業務委託
特記仕様書

1 適用

この仕様書は、島田市（以下「甲」という。）が発注する「金谷地区生活交流拠点形成等に係る官民連携手法導入可能性調査」業務委託に適用し、業務等の内容及び受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を示すものである。

2 履行場所

島田市行政経営部資産活用課資産経営担当（島田市中央町1番の1）他

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月1日（金）までとする。

4 成果品

成果品の作成に当たっては、国土交通省が示す先導的官民連携支援事業に係る報告書フォーマットを参考に、調査結果として得られた事業手法等の先導性について第三者が容易に理解できる内容となるよう留意すること。

- (1) 調査報告書冊子（A4判／図面等はA3折込可／カラー） 10部
- (2) 調査報告書概要版（A4判／カラー／4～8ページ） 30部
- (3) 成果品(1)(2)の電子媒体（Word形式及びPDF形式／CD-R） 2枚

5 業務運営上の要件

(1) 実施体制及びその報告

乙は、実施体制について、総括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。また、その実施体制については契約締結後、甲に報告すること。

(2) 年間の業務実施工程の作成

乙は契約締結後、年間の業務実施工程を作成し、甲に提出すること。

(3) 協議に関する報告書の作成

乙は、業務に関し甲と協議したときは、報告書を作成し、甲に提出すること。

(4) 業務完了報告書の作成及び提出

乙は、業務の実施後、業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。

(5) 契約後の業務

本業務の実施に際しては、担当者との連絡を密にし、本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたすおそれがある場合は、速やかに甲と協議し、その指示に従うものとする。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託の制限

乙は、本業務の全部を再委託若しくは請け負わせてはならない。

(2) 成果品の利用

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、甲の承諾なくして使用してはならない。

(3) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、十分に留意すること。